

和解案提示理由書

令和元年6月12日
原子力損害賠償紛争解決センター
仲介委員 戸嶋 洋一

頭書事件について、当パネルは平成30年11月2日、同月16日、同月27日、同年12月3日及び同月10日付け和解案（以下「本件和解案」という。）を提示したが、当パネルが本件和解案を提示した理由は以下のとおりである。

第1 事案の概要

本件は、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）発生時に南相馬市小高区（以下「本件地区」という。）に居住していた申立人らが、その所有に係る田、畑、宅地、公衆用道路、山林、原野、雑種地、防火用地、池沼、溜池、用悪水路及び保安林（以下「本件不動産」という。また、本件不動産中、田及び畑を「本件農地」、宅地及び公衆用道路を「本件宅地等」、山林、原野、雑種地、防火用地、池沼、溜池、用悪水路及び保安林を「本件山林等」という。）並びに立木について、本件事故によりその財物価値の全部が喪失した（以下「全損」という。）として、その損害等の賠償を請求した事案である。

当パネルは、本件不動産について一部を除いて全損を前提として本件和解案を提示したが、被申立人は、平成31年1月25日付け回答書（以下「回答書」という。）において、72か月を分母とし、本件地区における本件事故から避難指示が解除されるまでの期間である65か月を分子とする割合による財物価値の減少を超える部分の損害について、和解案の受諾を拒否する旨の回答を行った。

なお、被申立人は、立木及び諸費用に係る損害に関する部分については和解案を受諾している。

第2 前提となる事実

1 本件地区の概要

申立人らが居住していた本件地区は、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内に位置し、その全地域が旧警戒区域に属しており、平成24年4月16日、帰還困難区域に指定された一部地域を除き、避難指示解除準備区域又は居住制限区域に指定された後、平成28年7月12日（以下「避難指示解除日」という。）までに帰還困難区域に指定された地域以外の避難指示が解除されている。

本件不動産は、いずれも旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域に所

在している。

2 除染等の措置の状況等

(1) 本件山林等における除染等の措置の状況

環境省作成の「特別地域内除染実施計画(南相馬市)¹」4頁及び5頁は、国による除染等の措置について、「人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に」実施するとした上で、除染等の措置の対象として、「住居、事業所、公共施設等の建物等及び建物等の近隣の森林」並びに「農用地、道路及びそれらの近隣の森林」を挙げている。

また、「近隣の森林」の除染等の措置の対象の範囲としては、原則として、林縁から20m程度の範囲を目安とするものとされている²(以下、除染等の措置の対象となる森林を「除染等の措置対象森林」という。)

本件山林等の中に除染等の措置対象森林があったとは窺われないうところ、以上の除染等の措置の対象及び範囲によれば、本件山林等については、そもそも除染の対象とはされていないということになり、現に本件山林等について一般的に除染されたという事実も認められない。

(2) 本件宅地等における除染等の措置の状況

本件宅地等については、避難指示解除に当たりおおむね除染等の措置を終えていたものと推認される。

(3) 本件農地における除染等の措置の状況

ア 農地における除染等の措置の方法

農地における除染等の措置の具体的方法としては、放射性セシウム濃度に応じて、水による土壌攪拌・除去、表土削り取り、反転耕のいずれかの手段を選択して行うものとされ、放射性セシウム濃度が高い場合は、表土の削り取りが行われるものとされている³。

ここで、水による土壌攪拌・除去とは、水田の表層土壌を水により攪拌した後、放射性セシウム含有量の高い土壌表層の粘土を主体とする細粒子を排出し、濁水を沈砂地で固液分離して放射性セシウムを多量に含有する土壌のみを搬出する手法をいう。また、反転耕とは、土壌中の放射性セシウム濃度が高い表層と濃度が低い下層土を反転させ、放射性セシウムをその場の地中に隔離する手法であり、土表面の空間線量率を低下させると共に、作物への移行吸収量を低下させることを目的とするものをいう。

イ 南相馬市における農地に関する除染等の措置の経緯

本件不動産は全て国が除染等の措置を実施する除染特別地域に存在するところ、南相馬市内における除染特別地域の農地の除染率は、避難指示解除日の直前である平成28年6月末日時点において、36%に過

¹ https://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-area_p-minamisoma.pdf

² <http://josen.env.go.jp/about/efforts/forest.html>

³ <http://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/110914.htm>

ぎず 4、避難指示解除日においては、6割を超える農地が除染等の措置が行われていなかった。その後、平成28年7月末日において37%⁵、同年8月末日において38%⁶、同年9月末日において39%⁷、同年10月末日において70%⁸、同年11月末日において76%⁹、同年12月末日において84%¹⁰、平成29年1月末日において94%¹¹、同年2月末日において97%¹²と推移し、同年3月末日によろやく除染等の措置の対象となっていた農地について全ての除染等の措置を終了した。

3 米に関する出荷制限

厚生労働省は、平成29年3月24日、福島県が定める管理計画（以下「県管理計画」という。）に基づかない米の出荷制限を指示した¹³。これにより、南相馬市における平成29年度産米については、県管理計画に基づかない米の出荷が制限されることとなった。なお、本件地区における平成29年12月18日時点の米の作付面積は21.4ha（作付農家戸数15戸）であった¹⁴。

4 本件地区における営農再開面積について

平成29年3月末日時点において、本件地区における営農再開面積は、水稻約6ha、大豆約15ha、菜種約22haの他は、実証栽培を含んだ資源作物等の栽培のみであった¹⁵。その後、平成29年12月末日時点において、農業再開面積は約92.01haとなっている¹⁶。

なお、本件地区のうち旧小高町に該当する地域の農地総面積は、平成16年の段階で、約2300haであった¹⁷。

5 帰還率

- (1) 平成29年3月末日における本件地区の居住者数は1487人であり、本件事故発生時の人口である1万2840名に対し、約11.6%の帰還にとどまっている¹⁸。

⁴ http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_160722c.pdf

⁵ http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_160826c.pdf

⁶ http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_160930c.pdf

⁷ http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_161028c.pdf

⁸ http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_161125c.pdf

⁹ http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_161216c.pdf

¹⁰ http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_170120c.pdf

¹¹ http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_170217c.pdf

¹² http://josen.env.go.jp/plaza/info/weekly/pdf/weekly_170310c.pdf

¹³ <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156512.html>

¹⁴ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/248264.pdf>

¹⁵ http://www.maff.go.jp/tohoku/osirase/higai_taisaku/attach/pdf/sinsai_tayori-3.pdf

¹⁶ http://www.maff.go.jp/tohoku/osirase/higai_taisaku/attach/pdf/sinsai_tayori-19.pdf

¹⁷ [https://www.e-stat.go.jp/stat-](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500215&tstat=000001013427&cycle=7)

[search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500215&tstat=000001013427&cycle=7&year=20070&month=0&tclass1=000001033085&tclass2=000001033086&tclass3=00001043781&tclass4=000001043875](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500215&tstat=000001013427&cycle=7&year=20070&month=0&tclass1=000001033085&tclass2=000001033086&tclass3=00001043781&tclass4=000001043875)

¹⁸ <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/20170519-104816.pdf>

- (2) 別紙帰還の有無一覧記載のとおり、申立人ら45名中、本件事故当時に本件地区内に居住していなかった6名を除いて、平成29年3月10日以前に帰還した申立人は7名に過ぎず、帰還していない32名中、17名は移住のための新たな不動産を取得している。

第3 当パネルの判断

1 中間指針等

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（以下「第二次追補」という。）第2の4（指針）Ⅰ）は、「帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少（全損）したものと推認することができるものとする」とし、同（備考）1）は、「帰還困難区域内の不動産については、5年（注：第二次追補策定当時である平成24年3月16日から見た年数であり、本件事故からおおむね6年に相当すると考えられる。）以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別の事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができ」、「迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少（全損）したものと推認することによって、本件事故直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする」としている。

そして、同（指針）Ⅱ）は、「居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする」とし、同（備考）2）は、「居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用できないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする」としている。

また、原子力損害賠償紛争審査会第25回において、能見会長は、この同（指針）Ⅱ）について、「一定程度減価したものと推認すると。どのくらい減価しているかということは、これはまた、こういう難しい問題を紛争解決センターのほうにお願いするというのも恐縮ですけれども、そちらで判断してもらおうというような心づもりでローマ数字2）という指針はできています」、「どういう基準で居住制限区域の場合について賠償を認めたらいいかが難しいので、指針には書かないけれども、それこそ個別の事情のもとで、紛争解決センターのほうでは対応してもらおうというわけですね」と発言している。

2 考え方

- (1) 以上の第二次追補の指針等の趣旨は、要するに、本件事故から6年以上使用できない帰還困難区域の不動産は全損と推認し、それ以外の避難指示

区域の不動産については、「帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用できないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって当該減少分を賠償対象とする」とするものである。

また、原子力損害賠償紛争審査会は、個別具体的な事案において、どのような事情をもって、「帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用できないこと等を踏まえ」、その価値減少分を推認するかについては、当センターのパネルにその判断を委ねたものといえる。

以上を前提に、帰還困難区域以外の避難指示区域にある不動産の個別の事案における賠償を考えると、当該不動産が現実に6年以上使用できない事情があったか否かを判断し、これが認められる場合には全損と推認し、公平かつ迅速に賠償を実施することが合理的であって、かつ、第二次追補の趣旨にも適うものとする。

(2) 和解先例

当センターにおけるこれまでの本件地区に所在する不動産の賠償に係る和解成立事例においては、公表事例だけでも、公表番号859、876-1、876-2、884-1、884-2、1124-1、1124-2、1124-3、1263-1、1263-2、1296、1317、1383などの事例が上記(1)のような考え方に即して全損評価による賠償を認める内容で成立している。

(3) 被申立人の賠償方法

ところで、第二次追補の指針等を受け、被申立人は、平成24年7月24日付けプレスリリース（避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（避難指示区域内））により、宅地・建物について、帰還困難区域については本件事故発生時の財物価値（全損）を賠償するものとし、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の不動産については、それに避難指示解除見込み時期に応じた避難指示期間割合を乗じて算定した金額とするものとした。結局、被申立人の立木以外の不動産に係る賠償金額の算定は、「時価相当額×持分割合×避難指示期間割合」との式により、避難指示期間割合は、本件事故から6年を経過した72か月を分母として避難指示解除時期までの月数を分子として算出するものとしており（平成25年3月29日付け（宅地・建物・借地権等の賠償に係るご請求手続きの開始について）、同年11月29日付け（田畑に係る財物賠償に関するご請求手続きの開始について）及び平成26年9月18日付け（宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について）各プレスリリース）、結果として、帰還困難区域の不動産について全損として賠償を行う一方で、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の不動産についても避難指示解除までに6年を経過した地域については、全損としての賠償を実施している。

このように、避難指示解除までの期間を基準にするものとはいえ、6年以上使用できないときに全損として賠償する点については、被申立人においても争いはないといえる。

しかしながら、避難指示解除までの期間が6年以上に及ぶときに限って全損とすることは相当ではない。少なくとも、パネルが、個別の事案において個別事情に基づき現に本件事故により6年以上使用できないと認められたときは、当該期間その不動産は本来の効用を喪失しているものと認められ、全損と推認できるのであるから、避難指示の解除の時期のみに拘泥して取扱いを決めることが合理的とはいえない。また、被申立人自身、上記(2)の和解先例を始めとして、避難指示解除までの期間が6年に満たない多くの事案について、少なくとも結果としてはパネルの判断に応じて全損評価による賠償を行ってきたのである。

(4) 以上より、当パネルは、個別具体的な事案である本件において、本件不動産について「避難指示解除までの期間等を考慮」しても、なお現に使用できない状況が継続し、それが本件事故から6年以上の期間にわたると認められるかどうかについて判断する。

3 本件山林等について

前記第2の2(1)の除染等の措置の状況に鑑みると、本件山林等については、そもそも除染等の措置の対象とはされていない。

本件山林等は、全て立入りを禁止する措置が執られた旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域に所在しており、放射性物質に被ばくし、相当程度価値が毀損されたものであることは明らかである。それにもかかわらず、本件山林等については、除染等の措置が執られておらず、その価値が回復されることなくすでに8年以上の長期間が経過し、今後も価値を回復させる措置が執られることが想定されないというのであるから、そのみをもってしても、帰還困難区域に所在する不動産に準じて全損と考えることが相当である。被申立人の平成26年9月18日付けプレスリリース(宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について)においても、避難指示解除までの期間にかかわらず、避難指示区域に存する山林上の立木については、全て全損として賠償を行っており、これは同様の前提に基づくものと考えられる。

以上から、本件山林等については、第3の6に後述するものを除き、全損と判断した。

4 本件農地について

本件農地については、以下のとおりである。

(1) 除染等の措置による農地に対する影響

農地の土壌は、農業生産の基礎として農業者の永年の営農活動を通じて醸成されてきたものであり、土壌が有する「地力」を増進していくことは、農業の生産性を高め、農業経営の安定を図る上で極めて重要である。

ここで「地力」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力をいい(地力増進法第2条2項参照)、物理性(有効土層の深さ、土壌浸食、過剰水、水分不足、土壌構造(透水性、通気性、保水力))、化学性(養分の保持力、養分供給力(量)、土壌反応(pH)、有害物質(Mn、Al、重金属))、生物性(有機物の分解、緩衝・解毒作用、生物活性)のそれぞれの性質が相互

に作用することによって発揮されるものであるところ、前記第2の2(3)のとおり、除染等の措置を実施する場合、土壌そのものが削り取られたり、上層土と下層土が反転させられたりすることによって、これまで農業者らによって醸成されてきた土壌の「地力」が失われることを免れることはできない。なお、土壌の削り取りを受けて、代わりに別の個所から削り取った土が搬入される(客土)こともあるが、必ずしも農作物の栽培に適した土壌が搬入されるわけではなく、土壌を農作物の栽培に適したものにする必要があるため、直ちに「地力」の回復につながるわけではない。

また、一般的に、野菜などの農作物は、夏から秋にかけての作付けが可能である。しかしながら、前記第2の2(3)イのとおり、本件農地に係る除染等の措置は、避難指示解除後平成28年9月においても約6割が未了であったから、これに農地の「地力」が失われていることも併せて考えると、避難指示解除日において直ちに本件農地の使用が可能であったということとはできず、本件農地においては、なお本来の農地としての効用を回復するまでに相当の期間を要する状態であったといえる。

原子力損害賠償紛争審査会第22回における、田中委員の「もう一つ、実態として、5年もし使わない田畑であれば、それをもう一回復活させることはほとんど不可能になります。」「実際、言ってみれば、1年休耕田になるといっただけでも、とてもこれは戻すのは大変だなと思いますし、2年、3年ぐらいだったらまず不可能だというのが、現地の農家の人のお話ですから」との発言があるとおりである。

(2) 米に関する出荷制限

米の栽培は、一般的に毎年3月から4月にかけて稲を苗代において育てた上で、毎年4月から5月にかけて田植えを行うものであるところ、避難指示解除日は既に平成28年の田植えの時期を過ぎており、本件農地においては、平成28年度の作付けは不可能であった。

また、平成29年度については、県管理計画に基づかない米の出荷は制限されているが、それを措くとしても、水田として田植えを行うことができたのは、早くとも本件事故から6年を経過した平成29年4月以降と考えざるを得ない。

(3) 本件地区内の状況について

平成29年3月末時点における本件地区内の営農再開面積は、合計約43ha(平成16年旧小高町の耕地総面積の約1.9%)に過ぎなかった。また、前記第2の5記載のとおり、平成29年3月末時点における本件地区内の住民の帰還率は僅か約11.6%であり、申立人らについても、その大半が別紙帰還の有無一覧記載のとおり、一定の理由に基づき帰還できないままでいたものである。

以上のような状況の下にあっては、本件事故から6年を経過した平成29年3月末時点において、本件農地について、本件事故前と同様の通常の使用が可能であったと評価することは困難である。

(4) 小括

以上のとおり、本件農地については、上述した諸事情を踏まえ、申立人らが平成29年3月10日経過時点においてもなお帰還できないままであるなどの事情を勘案すると、いずれも本件事故から6年間使用を再開することができていないものと認められるから、第3の6に後述するものを除き、全損と判断した。

5 本件宅地等について

本件宅地等についても、帰還して初めて本来の効用に応じた使用が可能となるのであるから、第3の6に後述するものを除き、同様に全損と判断した。

6 全損判断をしなかったものについて

本件不動産のうち、本件事故から6年を経過する前から、防災集団移転促進事業の対象として南相馬市に売却済みである田、畑及び山林、電気通信設備設置のために賃貸している田、申立人が帰還し使用が開始されている自家消費野菜用の畑など、個別の事情を見ても、本件事故から6年以上の使用不能が認められなかった合計23筆について、全損とは判断しなかった。

第4 被申立人の主張について

- 1 被申立人は、回答書において、本件地区内における不動産について、避難指示解除日以後、申立人らが帰還して不動産を使用管理することが可能になっていること、帰還できない場合でも第三者への賃貸や売却を含めて不動産が使用可能であり、現に、乙第〇号証が示すように一定数の不動産取引が成立しているため、財物価値（交換価値）の全てが失われたと評価することはできないと主張する。
- 2 しかしながら、使用管理することが可能であるとの主張については、避難指示の解除により抽象的に管理可能状態となったことをいうものと考えられるが、上述のとおり、避難指示区域の不動産の全損判断に当たっては、個別の事情に応じて被害者が現実に本件事故により6年以上使用できなかったか否かにより判断することが相当であるから、ここで抽象的な管理可能性を主張することは失当である。そもそも、避難指示により強制的に避難を余儀なくされ、しかもその期間が5年を超える期間であったことなどに鑑みれば、直ちに帰還してその所有する不動産を使用又は管理できる状況にあるか否かについては、申立人らの避難生活の状況その他個別具体的な事情によって異なることは当然であって、抽象的な使用可能性によって直ちに判断されるものではない。
- 3 また、第三者への賃貸や売却を含めて不動産が使用可能であるとの主張については、以下のとおりである。
 - (1) 乙第〇号証の記載内容は、対象取引の種類、市町村地区名、取引価格等が記載されているものの、取引の具体的内容が記載されているわけではなく、具体的な取引内容は不明確であり、同号証に記載された取引が、対象

物件の価値が一般的に回復されたことを意味するような通常取引であったか否かは不明である。

- (2) ところで、南相馬市では、本件事故後、太陽光発電事業を行うため、営業型メガソーラーの設置用の敷地として、一定の土地の売買が行われている^{19・20}。乙第〇号証記載の上根沢、大富、金谷及び小屋木の不動産に関する売買は、上記太陽光発電事業のための売買の可能性があり、これらの事業は、南相馬市において、農地として再開するのが非常に困難な遊休農地を活用するものとして行われているものである²¹。このように、やむなく太陽光発電事業のために売却することが可能であったとしても、極めて限定的な用途及び規模の需要でしかなく、これをもって南相馬市に所在する農地に一般化して考えられる現実的なものではないから、正常な取引又はその可能性が回復したものと評価することはできない。よって、本件不動産が交換価値を回復したと認めることはできない。

もとより、前記第二次追補が不動産賠償の価値減少率の判定において使用可能性に言及しているのは、本件事故により阻害された不動産の使用不能期間をもって一定の判断基準としているからであり、ここでいう使用可能性が、本件事故前からの本来の効用に基づくものであることは当然の前提である（原子力損害賠償紛争審査会の議論等においても、本来の効用以外の使用可能性については検討されていない。）。したがって、現に農地としての使用収益を再開できていないことは上述のとおりであるから、本件農地が本来の効用を回復したものと認めることもできない。

- (3) また、被申立人は、本件地区において、避難指示解除後一貫して居住人口が増加傾向にあり、不動産取引も活発に行われているとも主張しているが、それを示すような証拠はなく、かえって、上述したように、避難指示解除後少なくとも1年間においてはそのようにいえる状況にはなかったものといえる。

そもそも、被申立人は、第二次追補においては帰還困難区域にあつては全損を、居住制限区域及び避難指示解除準備区域にあつては一定程度財物価値が減少したことを、それぞれ推認するものであつて、本件不動産について帰還困難区域と同様に市場価値が失われたと観念することは困難である旨主張するが、既に被申立人自身が他の居住制限区域及び避難指示解除準備区域についても避難指示解除までの期間が6年に及ぶ場合には全損とする賠償を実施しているところである。

- 4 以上から、被申立人の主張はいずれも理由がない。

当パネルは、公平かつ迅速な賠償の観点から、個別の事案における判断として、本来の効用をもって使用できない期間が6年間に及ぶ場合には全損と

¹⁹ <https://tech.nikkeibp.co.jp/dm/atcl/news/16/032010897/>

²⁰ <https://www.ntt-f.co.jp/news/2018/181017.html>

²¹ <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/10/vision.pdf> (31 頁)

推認して本件和解案を提案したものである。これは、当センターにおけるパネルの職責に合致するものであって、これに応じた賠償を行うことが多くの和解先例にも合致し、もとより第二次追補の趣旨にも適う合理的なものであることは前述したとおりである。

第5 結論

以上から、本件不動産は、前記第3の6により除外したものを除いて、いずれについても全損として賠償すべきことが相当であり、被申立人の主張は採用することができないため、本件和解案を提示するものである。

以 上

*別紙帰還の有無一覧

申立人 番号	平成29年3月10日 以前における帰還の有 無又は帰還していた場 合の帰還日	移住のための新たな不 動産の取得の有無又は 取得していた場合の取 得日	帰還できなかった主たる理由
○	帰還せず	取得せず	④自宅修繕未了
○	平成28年7月	取得せず	
○			
○	帰還せず	取得せず	④自宅修繕未了
○			
○	帰還せず	平成29年4月	④事故時住所以外の地における新 たな自宅の新築未了
○	帰還せず	平成29年7月10日	①就労に係る事由（営農不可） ②就学に係る事由（小学生）
○	帰還せず	平成27年7月13日	③介護・医療に係る事由（要介護 2） ④自宅修繕未了
○	平成28年7月12日	取得せず	
○	帰還せず	平成27年9月30日	③介護・医療に係る事由（通院）
○	帰還せず	平成26年4月12日	①就労に係る事由（通勤距離） ②就学上の理由（高校生）
○			
○	帰還せず	平成23年8月	①就労に係る事由（営農不可） ③介護・医療に係る事由（入院） ④平成29年初めに自宅解体
○	帰還せず	取得せず	①就労に係る事由（営農不可） ③介護・医療に係る事由（通院）
○			
○	相続事案のため、申立 人は小高区に居住して いない		
○			
○	帰還せず	取得せず	③介護・医療に係る事由（平成2 6年12月26日特別養護老人ホ ーム入居）

○	帰還せず	平成 30 年 6 月 2 日	①就労に係る事由（就業先閉鎖） ④自宅修繕未了
○	帰還せず	平成 28 年 7 月 30 日	①就労に係る事由（通勤） ③介護・医療に係る事由
○	帰還せず	平成 28 年 12 月 8 日	④高齢、脳梗塞への罹患の為、一人暮らしが不可能となった
○	帰還せず	取得せず	①就労に係る事由（営農不可）
○	帰還せず	取得せず	①就労に係る事由（通勤）
○	平成 28 年 7 月 12 日	取得せず	
○	帰還せず	平成 30 年 3 月	③介護・医療に係る事由（通院） ④新たな自宅建築未了
○	帰還せず	平成 28 年 12 月 25 日	②就学上の事由（中学生）
○	平成 28 年 8 月	取得せず	
○	帰還せず	取得せず	①就労に係る事由（営農不可） ④自宅修繕未了
○			
○	平成 28 年 11 月 16 日	取得せず	
○			
○	帰還せず	平成 29 年 9 月 26 日	①就労に係る事由（通勤・営農不可）
○	帰還せず	取得せず	③介護・医療に係る事由（通院）
○	帰還せず	平成 27 年 2 月	①就労に係る事由（営農不可） ③介護・医療に係る事由（通院）
○	帰還せず	取得せず	①就労に係る事由（営農不可）
○	帰還せず	取得せず	①就労に係る事由（営農不可・通勤） ③介護・医療に係る事由（通院、透析）
○	帰還せず	平成 29 年 3 月 20 日	③介護・医療に係る事由（通院） ④一人暮らし困難
○	帰還せず	取得せず	④自宅修繕未了
○	相続事案のため、申立人は小高区に居住していない		
○	帰還せず	平成 27 年 4 月	③介護・医療に係る事由（通院） ④自宅修繕未了

○	帰還せず	平成27年5月	③介護・医療に係る事由（通院、透析）
---	------	---------	--------------------

*帰還できなかった主たる理由については、申立人のみでなく事故時に同居していた親族に該当する事由について表示

*事故時に同居していた家族全員が帰還していない場合のみ、「帰還せず」と表示

*事故時に同居していた家族のうち、移住のための新たな不動産を誰も取得していない場合「取得せず」と表示